

長野市総合計画審議会作業部会 会議概要（報告）

会議名	市民フォーラム21 第2回 防災・安全部会	
日時	平成22年10月21日（木）午後3時から午後5時	
会場	長野市役所 第二庁舎10階 会議室19	
出席者	作業部会員 (敬称略)	青木 邦一、羽藤 公夫、松岡 保正、有澤二三明、猪俣 正由、袖山 孝史、高野 隆司、原 覚、本道多加子
	関係課員	危機管理防災課、交通政策課、都市内分権課、市民活動支援課、財政課、市民課、厚生課、保健所総務課、保健所健康課、森林整備課、商工振興課、道路課、河川課、維持課、建築指導課、まちづくり推進課、配水管理課、消防局総務課、消防局予防課、消防局警防課、消防局通信指令課 企画課（事務局）

会議次第

- 1 開 会
- 2 自己紹介
- 3 部会長・副部会長の選出
- 4 部会長・副部会長あいさつ
- 5 会 議
 - (1) ワークショップについて
(テーマ決定、グループ分け等について)
 - (2) 第四次長野市総合計画 前期基本計画の現況と課題
(部会に係る施策の現況と課題について)
 - (3) 防災・安全分野に係る疑問・質問等について
- 6 その他
- 7 閉 会

会議の概要（主な決定事項、質疑等）

- 3 部会長・副部会長の選出
部会長は松岡保正部会員、副部会長は本道多加子部会員
- 5 会 議
 - (1) ワークショップについて
 - (1) できるだけ会議に出席したいと思っているが、どうしても会議に間に合わない場合は、代理を出してもいいのか。
欠席として取り扱う。事前に連絡をいただきたい。
 - (3) 防災・安全分野に係る疑問・質問等について

【防災関連】

 災害に対する定義は、どのようなものか。
一般的には、市民の生命、身体、又は、財産に直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある緊急事態。具体的には自然災害、大規模な事故や火災、テロなどの国民保護計画による災害、重大な感染症等である。

災害対策本部を立ち上げる判断基準、また、自衛隊の出動要請についても手続きや基準について

地震では、市域に震度5強の地震が発生したときと明確。その他は、市内に甚大な被害が生じたとき、もしくは発生することが予想されるとき、あるいは市の広範囲に災害が発生したとき、もしくは発生が予想されるとき、その他市長が必要と認めるときとなっている。

それ以外では、浸水、洪水が予想されるときや、土砂災害については、前兆現象が確認され、重大な被害が及ぶことが確認されたときが考えられる。昨年新型インフルエンザでは、危険度として、人から人への集団感染が確認された状況になったときに本部を設置した。

自衛隊の出動要請については、市長から県地方事務所あるいは警察署を経由して文書で要請を行い、知事から自衛隊に要請する。派遣要請の基準は、公共の秩序を維持するために、生命または財産を社会的に保護しなければならない必要があるときの「公共性の原則」、差し迫った必要があるときの「緊急性の原則」、自衛隊が派遣される以外に手段がないときの「非代替性の原則」の3つが必要とされている。—自治体として考えると、機動力を持った実働部隊として、現在は、消防局、消防団に頼っている部分が多い。さらに拡大していくことになると、自衛隊に出動要請をかけていくことが必要になっていく。その他には、県、県内の市町村、災害応援協定を結んでいる都市への応援要請、緊急消防援助隊、国の関係省庁等にも、県を通じて行っていくことになる。

合併町村に災害が集中した時も本部は市役所ですか、またその折の組織図あるいは態勢は現場での指揮系統や現地対策本部の組織や体制はどうなっていますか。

基本的には大規模災害に発展する事態になった場合は、地域防災計画に基づき、市役所に市長を本部長とする災害対策本部を設置し、組織、機能のすべてをあげて災害応急対策を進める。

現地において総合的な応急対策を指揮する必要があると判断された場合は、災害現場の周辺の公共施設に現地災害対策本部を設置し、副本部長もしくは本部長付きあるいは本部員の中から、本部長が現地災害対策本部長を指名する。組織や体制については細かく定めていないが、災害の状況に応じて職員を配備して対応する。

避難誘導に欠かせない「ユニバーサルデザイン」への取り組みと進捗率ならびに評価は？

現在、避難標識の設置をしている。今まで緑十字が使用されていたが、一部の外国では違う意味に用いられていることから、人文字の標識に変更した。現在設置されている155機のうち、人文字への更新が済んでいるのは20機で、順次更新をしていく。

過去10年間程度の自然災害とその被災の詳細は？その際の救援活動現状の詳細と反省事項は？

地すべり、台風、洪水については、ある程度の前兆現象が確認でき、事前の対応が取られてきた。これに対して、平成22年の豪雨での反省として、近年の突発的で予測困難な集中豪雨に対応するためには、気象予測に基づく従来の行政中心の体制では限界がある。

特に緊急時の避難においては地域防災組織との連携の重要性を感じている。

現況と課題の145p(4)「土砂災害防止法による指定区域・・・」とあるが、防止法とはどのような内容をいっているのか。指定区域は長野市ではどの地域か。

土砂災害防止法は、国民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、新築住宅の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようというもの。

土砂災害警戒区域は、住民の生命、身体に危険が生じるおそれがある地域。土砂災害特別警戒区域は、さらに危険度が高く、直接住宅へ被害が及ぶおそれがあり、住民の生命に危険が及ぶと想定される地域を指定している。長野市内では、19地区が土砂災害の警戒を要すべき地区に該当する。21年度までに13地区の1,348か所が指定を受け、24年度までに6地区が指定を受ける。長野市全体では、膨大な数になることが見込まれる。

現況と課題の145p(6)公共とは地域の公民館も含んでいるのか。

国の法律に基づき、耐震化の促進を行っている。その対象は、住宅、多数の者が利用する一定規模以上の建物、市有建築物。市有建築物については、地域防災計画等で指定されている建物が対象。質問の地域公民館については、市有建築物ではないということ、また、規模的にも集会所の扱いとなり、3階以上かつ1,000㎡以上のものを対象としているため、現在の計画には入っていない。

現況と課題の146p(4)「自営設備以外の伝達方法・・・」とあるが、自営設備とは何を指しているのか。

災害等で通信手段が途絶えた場合に備えて、長野市が建設、設置、管理している無線設備のこと。防災関係機関との緊急時の連絡用の無線、市民に情報を伝えるための同報無線がある。自営設備以外で考えられるのは、携帯電話でのメール配信等を考えている。

現況と課題の152p(3)「消防団員の新たな担い手の不足・・・」とあるが、実際に団員不足の地域ではどのような対応をされているのでしょうか。

長野市には74分団あり、全体の充足率は93%。消防団を辞める人がいても、入ってくる人がいないという地区もある。消防団活動においては、隣接の消防団が応援に来る体制になっている。災害が大きくなればなるほど周りからの応援が必要になるので、やはり定数に近づけていかないといけない。分団長、区長と協力しながら入団促進に努めているが、担い手不足の傾向である。災害対応では、今後は懸念があるが、今現在では大きな問題はない。

【治水関連】

治山治水に関する全体計画とその進捗状況は？今後5年での進捗予想と、その残区域の予定受益面積は？

一級河川は国、県で管理しているので、市としては治水対策の促進を強く要望している。国、県で計画を立て、進めている。市が管理している小河川、水路、雨水排水施設は、浸水被害のあったところを最優先に、地元要望も考慮しながら、浸水被害解消の整備効果が高くなるように整備を進めている。土砂災害対策については、県等の関係機関と連携をとりながら、県で緊急性の高いところから事業を実施している。対策事業が多岐にわたっており、事業の主体がそれぞれ異なっていることから、全体計画は策定していない。進捗状況としての数字的なものも持っていない。

危険性のある場所での対応については、まず、土砂災害ハザードマップ(県で指定されたところを黄色と赤色で示したものを)を地区での説明会を開催しながら、全戸に配布している。特別警戒区域には同報無線の屋外スピーカーを設置し、緊急情報を伝えられるようにしているが、そのエリアから外れる住宅については個別受信機を配布し、ソフト対策として実施している。

【交通安全関連】

国・県・市の道路管理部門はハード、警察は法や規則からの安全対策、鉄道や航空・海上(長野にはないが)輸送は企業責任で、安協などはPR等かと思いますが、「対策」の中の役割分担と連携について教えてください。

道路管理者は、カーブミラー、ガードレール、警戒標識の道路に付属する安全施設の整

備をする役割がある。警察は、規制のための標識を設置し、安全対策を行う。事業者には、公共交通機関として安全第一に考え、法令等を遵守していく責務がある。民間団体においては、年4回の街頭指導や交通安全推進キャンペーン等の取り組みを行い、協力をいただいている。それぞれの機関、団体が互いに連携しながら、役割を果たしていくことが重要と考えている。

交通安全に対する市民啓蒙活動状況は？（自転車のマナーの悪さや運転中の携帯電話使用なども目に付きます）市内交通事故の発生状況についての詳細は？

まず、10月18日現在の市内の交通事故の発生状況については、発生件数、負傷者ともに前年度よりもマイナスである。死者は19人で前年度より3人増（資料作成後に死亡事故が発生したため）、詳細については、死亡事故の特徴として夜間が19人中16人、歩行者または自転車が19人中13人、高齢者が19人中10人という状況。

啓蒙活動については、広報ながの、ホームページ等による広報や、幼児、児童向けの交通安全教室、高齢者の交通安全教室への講師派遣を行い、100回を超える講習を実施している。また、小学1年生、4年生に交通安全読本の配布、高校生への自転車事故防止のチラシの配布、街頭指導等、様々な活動を行っている。

短い時間の右折信号などの交通安全施設に対する地域の要望は、どのような対応となるのでしょうか。

信号に関しては警察の対応となる。市としては要望を伝える対応となる。そのほか交通安全施設については、道路管理者が行うもの、警察が行うもの、市が行うもの等にわかれているので、所管のところへ連絡している。個別の要望には対応できないので、地元の総意としてあげてもらいたい。

【防犯関連】

犯罪の発生状況とその経年変化について？

刑法犯認知件数の総数は、平成12年がピークで6,500件であったものが、平成21年では4,272件と減った。内訳では、一般犯の窃盗が最大6,100件を超えていたものが、3,100件ほどに減った。

現況と課題の155p(2)「交番・駐在所の管轄・・・」とありますが、駐在所の整理統合が言われていますが、全地域で進められているのでしょうか。また、どのような地域に多いのでしょうか。

長野中央署管内が多いが、1つの住民自治協議会の区域が2～3つの交番と関わりを持っているケースもあり、できれば交番、駐在所の管轄と各住民自治協議会の区域との整合性を計ってもらいたいということを要望している。

追加資料4ページでは、警察署の見直しの中で、交番と駐在所の見直しもあがっている。小さな交番は地域コミュニティとの連携の必要があったり、警察官が不在であったり等の課題が出ているので、再編することによって地域の連携強化を目指していきたいとしている。また、現在、駐在所は中央署管内に9、南署管内に8の計17、交番は中央署管内に15、南署管内に4の計19ある。特に、駐在所は夜間、休日は勤務時間外で不在の場合も多いことから、一部の駐在所を交番に統合し、効率的に対応できる形に見直したいということを、中央署、南署から聞いている。

【消費生活関連】

消費生活の安全確保への取り組みや組織について教えてください。

消費生活に関する業務は消費生活センターで行っている。消費生活センターは、平成11年4月に市民課に設置。現在はもんぜんぶら座4階において、消費者の相談業務、消費者への啓蒙、専門家による市民相談業務を行っている。相談業務については、年間3,000件

強の苦情、相談を受けている。啓発については、広報ながの、ローカル新聞、ラジオ等の媒体を使い、市民に知らせているほか、出前講座、生活相談等も実施している。組織は現在6名体制で、そのうち3名は消費生活の相談を専門に扱う相談員として配置している。現況と課題の161p(2)「全国の消費生活相談情報を積極的に・・・」とありますが、このような情報は一般でも入手可能ですか。

消費者庁の中にある国民生活センターでは、全国消費生活情報ネットワークシステムで全国の消費生活センターと結び、消費生活に関する苦情、相談を集めている。現在1,400万件の情報が蓄積されており、全国の情報を確認し、情報を活用して消費者に啓発を図ることが可能となっている。消費生活センターではこのシステムの情報を提供することはできないが、国民生活センターのホームページでは、相談件数や相談の傾向を見ることができる。

現況と課題の162p(2)「長野市消費生活あんしんサポーターを養成・・・」とありますが、このような制度をはじめて知りました。現在何名くらいいて、どこを拠点に活動しているのでしょうか。また、選出方法は？

平成23年度から取り組んでいきたいと考えている。長野市では広報等で消費者に対する啓発を行っているが、被害の未然防止と迅速な対応のためにも市民にきめ細かく情報を伝えることが必要。そこで地域と消費生活センターの相談窓口を結び、地域での消費者被害防止の取り組みを推進するために消費生活あんしんサポーターを設置するもので、養成のための基礎的な知識を習得する講座を開設し、一般公募で呼びかけていく予定である。

【そのほか】

公助、共助、自助について。長野市ではそれぞれの定義をされていますか？具体例とその境界付近の事例はありますか？

防災白書での防災に対するもので、自助は「自らの身は自らが守る」、共助は「地域や住民が互いに助け合う地域の安全を確保する」、公助は「行政が行う防災対策」とある。

阪神・淡路大震災では、3万5千人が救助の必要があったが、道路の分断や多発火災の発生などで消防が現場にたどり着けず、2万7千人が地域の皆さんに助けられたとのこと。災害が大きくなればなるほど、地域中での助け合いが重要となるというのが具体的事例からの教訓である。

「交通安全対策の推進」「防犯対策の推進」「消費生活の安全の推進」は、今年度からスタートした各地区住民自治協議会の各部会と関連があるかと思います。市の進める事業内容が住民自治協議会とどのように連携しているのでしょうか。

市が直接的に行う事業もあるが、交通安全対策等は市民と協力、連携して行わなければ効果が上がらないもの。全市一律ではなく、地域と相談して決めていく選択事務を、事業担当課と協力、連携して展開をお願いしているところ。地区によっては、部会同士の連携、他の団体との連携の試みも始まっていると聞いている。より安全で快適に過ごせるように、地域と行政が連携して目指していきたい。

【その関連質問ほか】

地域防災計画では「住民」、基本施策では「市民」と表現されているが、特別な配慮があるのか。

特に使い分けているものではない。災害対策基本法では、この地域に住んでいる人も一緒に防災に携わってもらうという意味、地域防災計画では、市民でない人も事業所の中で協力してもらうという意味がある。どちらが正しいということはないが、全体的な意味合いによって、表現の違いはあるが、分けて考えているものではない。

市民に災害が及ぶことがないように、或いは災害があったことを伝えるために、防災無線、

同報無線があるが、7月の災害ではどのように運用したのか。

7時45分に土砂災害警戒情報。これを受けて同報無線で注意喚起と避難準備のお知らせを行った。

土砂災害警戒情報は戸隠と鬼無里が1つのグループ、それ以外の長野市が1つのグループになっている一方で、大雨警報は市内1本で出るようになっているため、どこで降るかという形での警報は出ないことが一番難しい。前兆現象が出る前の段階としては、同報無線でお知らせすることで対応している。

指定管理の施設が避難施設として素早く対応できる体制はどうなっているのか。

地域防災計画で指定している避難場所は、小学校など公的な施設である。そのほかの指定管理、民間事業者も含めての施設については、避難してきた人がいたときの受け入れ等の対応が重要。指定管理は管理運営の委託をする中で、一緒に考えてやっていかなければならない部分である。

交通安全対策について、情報交換、情報共有する場があるのか。

事故の後には、必ず、地元、施設管理者、警察、市で検証を行い、事故が二度と起きないような方策、原因を話し合っている。最近、国道18号富士通前は近年交通死亡事故が多発している。陸橋はあるが、自転車では渡れないため、近いところで無理に渡ろうとして事故に遭ってしまったという例から、抜本的に対策を講じなければならないということで、連携をとり、会議を開催している。

避難場所が浸水地域に指定されている地域についての見解は？

浸水が想定されていない地域へ避難してもらうように誘導する。災害の種類によって避難する場所を変えていく。長野市では、避難するエリアを指定していない。近くの安全と思われるところへ避難してもらうことになる。

災害弱者の情報公開との兼ね合いについて。個人情報を出すことができないなどの状況の中で、援助をどのようにやっていくのか。

災害時の要援護者台帳を整備をしているが、個人情報の取扱いが非常に大きな課題となっている。国をはじめ、どのような方向性でやっていくかということで動いている。長野市では、いざというときに使えないということでは問題になるので、きちんと情報がつかめるように取り組める方向としていきたい。